

第14回 独立行政法人都市再生機構 契約監視委員会  
審議概要

開催日	平成24年9月20日（木）
開催場所	独立行政法人都市再生機構東日本賃貸本部会議室
出席委員	長沢 美智子（弁護士（東京丸の内法律事務所）） 高木 勇三（公認会計士（監査法人五大）） 鈴木 豊（青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授） 長村 彌角（公認会計士（有限責任監査法人トーマツ）） 飛松 純一（弁護士（森・濱田松本法律事務所）） 水上 貴央（弁護士（青木・関根・田中法律事務所）） 蛭間 泰弘（都市再生機構監事） 根岸 尚（都市再生機構監事）
審議事項等	審議事項 1 平成23年度における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約について 2 総務省行政管理局長発信事務連絡「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて 3 平成24年度（第1四半期まで）における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約について 4 2か年度連続して1者応札・1者応募となった契約について（個別審議契約4件） 5 行政改革実行本部公表資料「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」平成24年度フォローアップ結果について
その他	次々回の委員会開催日について
審議概要等	別紙のとおり

(別紙)

意見・質問	説明・回答
審議事項1 平成23年度における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約について	
<p>・関係法人との随意契約となっている6件の事務所等賃貸借は、当初の契約は競争入札で行っているのか。</p> <p>・長期間の賃貸借については、相場賃料と比較した妥当性や移転も含めた経済効率性について常に検討する必要があるのではないか。</p> <p>・随意契約等見直し計画策定時に、随意契約によらざるを得ないものとして整理した理由があったはずなので、確認しておくこと。</p>	<p>・平成23年度（第3四半期まで）における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約実績について説明。</p> <p>・当初、事務所等を借り上げるに当たり、立地条件や賃料等を総合的に勘案し、最も適していると判断した物件を賃借し、その後、更新を続けているもの。随意契約等の見直し計画策定前から借りている事務所等であり、事務所等が廃止にならない限りは、更新による随意契約が存続する。</p> <p>・移転費用等の支出も勘案した上で、借り換えた方が良いかどうかといった検討を行う余地はあると思うが、現状は、更新を継続している。</p> <p>・確認の上、改めてご報告させていただく。</p>
<p><b>【委員会意見】</b> 関係法人との随意契約による事務所等賃貸借については、随意契約等見直し計画策定時に、随意契約によらざるを得ないものとして整理した理由を確認し、改めて報告することを求める。</p>	
審議事項2 総務省行政管理局長発信事務連絡「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて	
	<p>・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて（平24.9.7付総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、</p>

意見・質問	説明・回答
<p>・複数年契約の導入により、契約した年とそれ以外の年とで随意契約の比率が変動するので、複数年の実績を平準化し単年度の実績に換算した場合の随意契約の率が分かるような説明をお願いしたい。</p> <p>・「競争性のない随意契約の割合に到達していなかった法人」に記載されている都市再生機構の順番が、下から2番目になっているのは、どのように理解すればよいか。</p> <p>・共同企業体との契約実績について、今後は、代表者の属性により関係法人等であるか否かの判断を行うというこ</p>	<p>四半期ごとの契約監視委員会への報告・点検、改善方策の実施に係る契約監視委員会での事前点検、一定の関係を有する関係法人等のみによる複数応札・応募案件の対象への追加、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」の「契約監視委員会のコメント」に加え「本案件を審議した契約監視委員会の委員」の欄が追加され当該フォローアップ票をホームページ上であらたに公表すること等について説明。公表に当たっては、当該追加欄に審議概要参照と記載することで対応する旨説明。前年度一者応札で、今年度一定の関係を有する関係法人等のみによる複数応札となった14件（第1四半期分）については、次回（第15回：11月29日開催予定）の契約監視委員会の場で、第2四半期分と併せて「一者応札・応募等事案フォローアップ票」について報告し、点検をお願いする旨説明。</p> <p>・平成23年度の随意契約実績は、目標としている件数、金額を下回っているにもかかわらず、率は上回っている状況。複数年契約についても、契約した年に複数年分の契約額が一括計上されるため、当該年度分の契約額とした場合には、目標の率もクリアしている等、見せ方の工夫は必要と考えられる。今後は、そのような方向で対応したい。</p> <p>・組織順と思われる。各法人ごとの随意契約の率は公表されており、当機構は惜しくも達成できなかったレベルの位置付けであり、ワーストという状況にはない。</p> <p>・代表者である51%の出資比率者の属性により判断することになるので、49%の出資比率者が関係法人等であつ</p>

意見・質問	説明・回答
<p>とだが、例えば、51%の代表者が関係法人等でなければ、関係法人等との契約にはならないのか。</p> <p>・ただ単に、代表者の属性だけで判断するということが良いのか。出資比率の割合や実質的な業務への関与の内容によっては、関係法人等として整理することも必要ではないのか。</p> <p>・今回新たに、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」に契約監視委員会のコメント及び審議を行った委員の名前を記載して公表することとされたが、この委員会では、審議結果を採決するというような方式を採って委員会意見としてとりまとめているわけではなく、各委員が意見として自由に発言し、それを踏まえて機構が改善策を講ずることとしているので、誤解のないような記載が必要ではないか。</p>	<p>ても、関係法人等とはみなさないこととなる。</p> <p>・共同企業体を結成する場合には、代表して契約手続きを行い、全体の責任を負う立場を担う代表者を定めることとなっており、代表者の出資比率は構成員中最大であることが求められている。個々の契約内容に応じて判断することは容易ではない。現行、出資比率に関係なく、構成員に関係法人等が含まれていれば、共同企業体についても一律、関係法人等とみなすという最も厳しい判断をしてきたところ。今後、技術や経験の継承等を目的に、民間企業と関係法人等が共同企業体を結成するケースが増えることが想定され、現行の方式により再公募の判断をすることについては、行き過ぎではないかとの意見もある。これらのことから、共同企業体の結成に当たり、明確に基準が設定され、標準的に運用されている代表者という制度に着目し、その代表者の属性により、関係法人等であるか否かの判断をする方式に改めるものである。</p>

意見・質問	説明・回答
<p><b>【委員会意見】</b>  「一者応札・応募等事案フォローアップ票」への審議を行った契約監視委員会のコメント及び委員の名前の記載に当たっては、当審議会の審議の実態を踏まえて、誤解が生じることのないよう対応してもらいたい。</p>	

<p>審議事項3 平成24年度(第1四半期まで)における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約について</p>	
<p>・平成23年度第1四半期の契約実績との比較において、東日本大震災に係る契約実績は含まれているのか。</p>	<p>・平成24年度(第1四半期まで)における競争性のない随意契約及び1者応札・1者応募となった契約実績について説明。</p> <p>・平成23年度第1四半期に東日本大震災の緊急復旧関連の随意契約が発生している。平成23年度第一四半期の随意契約327件、74億円の中に、震災関連の随意契約13件、10億円が含まれている。</p>
<p><b>【委員会意見】</b>  特段の意見はなかった。</p>	

<p>審議事項4 2か年度連続して1者応札・1者応募となった契約について（個別審議契約4件）  個別審議契約①：千葉ニュータウン事業本部平成24年度千葉北部地区技術支援業務  《分類：機構支援業務（技術支援業務）》</p>	
<p>・ヒアリング結果を踏まえ、現行の応募要件を満たしていない者が参加可能となるよう緩和した場合の質の低下リスクを勘案すると、現行の応募要件を満たしていると思われる大手ゼネコンやその子会社等の未応募者に参加を働きかける方が先ではないか。</p>	<p>・大手ゼネコン等の参加については、工事の発注にも関連してくることから、建設コンサルタントを対象とした改善策を講じているところ。個別対応にも限界があるので、業界団体（コンサルタント協会）に働きかけ、周知を依頼する方法などが考えられる。応募要件緩和による質の低下リスクについては、総合評価の中でしっかりと審査するとともに、業務の実施においても機構がフォローし指導を行っていくことで回避。昨年度は複数応札が増加し、</p>

意見・質問	説明・回答
<p>・コンサルタント業者が所属している団体を通じて公募をかけるという単なる情報提供だけでなく、営業活動的な働きかけも行ってはどうか。</p> <p>・アンケートの結果を踏まえ、品質管理関連業務を切り離した場合、複数の競争参加者が見込めるのか。また、切り離した方の業務が複数応札になったとしても、残った方の業務が1者応札のままだと、1者応札の件数の減には繋がらず、根本的な解決とはならないが、分割した両方の業務が複数応札となる目途があるのか。</p> <p>・同種業務39件中1者応札15件は、全体的に業務規模の大きなものに集中しているのか。</p> <p>・色々な改善策を実施した場合、どの改善策が有効であったのか判断できなくなるのが懸念されるため、改善策を絞って効果検証を行い、今後の1者応札の解消にも役立ててもらいたい。</p> <p>・技術支援業務は、製図等の発注段階から工事監督等の最終段階まで、業務全般を最初から最後まで支援する内容なので、特定部分の分離発注が現実的に可能なのか。特に、品質管理関連業務は、一連の業務の経緯を踏まえて、</p>	<p>今年度も更なる増加を期待していたところ、震災復旧関連の需要の影響で参加者が減少してしまったことが推測されたため、更なる応募要件の緩和により門戸の拡大を図ったもの。</p> <p>・業界団体を通じて情報提供を行う方式としては、例えば、賃貸住宅の募集業務に関する情報を宅建協会のHPに掲載してもらおうとか、会費を払っている団体か否かに関わらず、協力をお願いすることは可能。</p> <p>・品質管理関連業務について、分割して欲しいとの要望が多かったことから、工事の監督とニュータウン全体の地区の点検、巡回業務をセットで独立させるもの。区画整理、補償、工事調整に関する業務については、一体のものとして実施しないと非効率になることから、こちらについては、複数応札となることを目指して改善策を講じているところ。</p> <p>・業務規模からは、1者応札と複数応札に顕著な違いはない。業者には、それぞれ得意分野があり、自分の得意分野に特化して欲しいというニーズがあることは事実。</p> <p>・業者へのヒアリング等を通じて、改善策の効果検証を続けていくこととしたい。</p> <p>・この業務は、職員自ら行っていたものをアウトソーシングしたものであり、業務を組み合わせたというよりは、一連の業務として一体的に行っていたもの。業務の中身には、区画整理と補</p>

意見・質問	説明・回答
<p>厳しい目でチェックすることが求められており、分離することは難しいのではないかと。また、分離した業務について複数応札が見込めるものなのか。</p> <p>・全体の業務を一体として受けている会社が存在している一方、落札率が99.2%となっていることから、コスト削減に向けた努力を求められている民間企業が競争に参加しやすくなる条件を整えることで競争化を進め、コストを下げる必要がある。業務を区分することで、競争性を高めるという発想は理解できるが、そもそも発注から工事管理までの一連の業務を一体で行う業務なのだから、どの区分で分けたとしても、一連の業務の流れが分断されることになり、そこがネックとなって、参入が難しい状況が変わらない恐れがあるので、参入が見込めるような区分の見直しが必要ではないか。</p> <p>・予定管理技術者や予定総括管理技術者について、応募時点で雇用関係にあることは、絶対必要なのか。その条件が影響して、参加を見合わせているのではないか。</p>	<p>償、工事調整、工事監督を含めた品質管理、積算などがあり、分離可能な業務について検討したところ、工事監督業務を主体としている品質管理関連業務について分離可能と判断したもの。</p> <p>・それぞれの業務に特性がある中、特に工事監督、現場管理も含めた品質管理関連業務を今回分離しようとしているものであり、その分野を得意としているコンサルタント業者は存在している。また、それ以外の業務についても、これまで応募している業者が存在しているが、場合によっては、共同企業体を結成するとか派遣等により一定期間技術者を確保することも可能であることから、分離しても効果が出ないということにはならないものと思料。</p> <p>・宅地造成事業は広く一般に行われており、業務を請け負うに当たって必要な技術者は、職員として雇用しているのが通常であるものと思料。かつては、応募時点で3ヶ月以上の継続した雇用関係があることを条件としていたものを応募時点で雇用関係があればよいという条件に緩和した経緯がある。</p>
<p><b>【委員会意見】</b></p> <p>本件については、機構が自ら提案している改善策（業務実績（経験）に係る応募要件の緩和、一定規模以上の業務に係る業務の分割、アンケート対象者等への情報提供の拡大）の実施を求めるとともに、改善策とその効果検証について引き続き点検を行い、更なる改善に活用していくことを求める。</p>	
<p>個別審議契約②：平成24年度西日本支社基盤整備関連業務  《分類：機構支援業務（基盤整備関連業務）》</p>	

意見・質問	説明・回答
<p>・この業務は西日本のものだが、他にも発注しているのか。2年連続1者応札となっているのは、西日本だけなのか。</p> <p>・7件中2年連続1者応札が5件から2件に減少した要因分析はしているのか。</p> <p>・今回の改善案は、西日本の業務についてのみ行うのか。それとも7件全てで行うのか。</p> <p>・西日本の案件だけだと、地域性や固有の状況による例外事情などが要因となっていることも想定されるが、7件トータルで見た場合、改善策による競争性の拡大がどうであったか全体の構造を把握しやすくなる。7件全体のフォローアップを行い、効果検証の結果を教えてください。</p> <p>・更なる1者応札の解消のため、54日に延長した業務準備期間の更なる延長は考えていないのか。また、54日で十分であるという分析結果があるのか。</p> <p>・公共工事品質確保技術者(I)は国家資格か。この資格を有する者はどのくらい存在するのか。この資格を追加することが、参加要件の緩和になるのか。参加要件の緩和になるのであれば、品質管理業務を含む業務すべてにおいて追加資格とする必要があるのではないか。</p>	<p>・機構全体で7件発注しており、西日本と千葉の2件が2年連続1者応札。平成23年度は、7件中5件が2年連続1者応札だったので、5件から2件に減少。</p> <p>・業務準備期間を延長したことや、過去の競争参加者に対する積極的な情報提供が功を奏したものと史料。</p> <p>・基本的には、7件全てで行い、より多くの者に参加してもらうことにより、低コストで高品質となることを目指し、引き続き努力していく所存。</p> <p>・7件全体についてフォローアップしていきたい。</p> <p>・54日では短いという意見も聞いていない。実質、2ヶ月間確保しているので、これ以上確保してもあまり影響があるとは思われないことから、当面、54日程度を目途としていくこととしたい。</p> <p>・国交省の同種業務の参加要件に準じたものであり、国家資格ではなく、関係団体が認定している民間資格である。制度は、平成20年に出来たものなので、全国でもまだ1,000人程度と史料。総合評価落札方式における技術審査業務を前提とした技術者資格であることから、参加要件の緩和効果の程度よりも緩和策の1つとして有効であると判断して追加したもの。</p>



意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加資格の追加改善策は、個々の案件に止まるのではなく、同様の業務については、共通的な改善策として検討をするべきではないか。</li> <li>・基盤整備関連業務で複数応札となったものは、毎年、同じ者が落札者となっているのか。</li> <li>・複数応札の場合でも同じ業者が落札者となっている状況は、その他の支援業務でも同様か。落札者の入れ替わりが生じやすい業務とそうでない業務の違いというものはあるのか。</li> <li>・同種業務における前年度比較において1者応札や落札者の推移をみた上での議論が必要なので、次回から数年の状況が分かる資料を用意してもらいたい。</li> <li>・一般競争入札総合評価方式（価格点：技術点＝1：2）は、全てに共通なのか。競争性を高めるために比率を1：1にするなどの価格点のウェイトを高めるための改善を行うことは可能なのか。</li> <li>・同種業務7件中複数応札5件と1者応札2件の落札率が分かる資料を提出して欲しい。複数応札の落札率が低い傾向があれば、価格点が効いていることが推認できるが、変わっていないのであ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度と平成24年度で落札者が入れ替わった事例はない。なお、競争参加者が、前年度の地区に加え、別の地区の入札にまで参加しているケースはある。</li> <li>・工事監督系の品質管理業務的なものについては、落札者が入れ替わるケースがある。ある程度工事内容が見えたり通年的に一定の業務量があるものは、入れ替わりを容易にしている傾向があるものと思料。</li> <li>・業務の内容により基準となる比率を定めており、設計支援や品質管理の工事監督支援については、常に1：2の比率としている。技術支援業務については1：2の比率となっており、より多くの者が参加しやすいウェイト付けとなっているところ。この比率や評価点の割合の見直しについて検討していないので、それ以外の改善策を講じているところ。</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<p>れば、価格点と技術点の比率を変えないと、最終的には価格競争にはなっていないのではないか。</p> <p>・価格点と技術点の割合については、前々回の契約監視委員会においても議論がなされ、その時の議論も踏まえ、1:2という割合の必然性について点検し、機構支援業務においても、価格点と技術点の割合について検討すべきである。</p>	
<p><b>【委員会意見】</b></p> <p>本件については、機構が自ら提案している改善策（業務実績（経験）に係る応募要件の緩和、過年度の業務報告書の閲覧による提供情報内容の充実、関連業務実績を有する者への情報提供の拡大）の実施を求めるとともに、同種業務7件についての入札結果一覧を作成の上、価格点と技術点の割合1:2の実状について点検し、報告することを求める。</p>	

個別審議契約③：団地再生部事業推進支援業務 《分類：機構支援業務（基盤整備関連業務）》	
<p>・今回ヒアリングした8者を含め、参加資格要件を満たし、応募する可能性がある積算コンサルタント及び土木コンサルタントはどのくらい存在するのか。</p> <p>・団地再生業務や類似業務の数と供給側の数を比較した場合、供給可能な者が8者だとすると、キャパシティの点からどの業務にも1者か2者しか応募できない状況が想定され、多少の要件緩和を行ってもうまくいかないのではないか。キャパシティの点では、十分な情報提供さえ行えば、競争が拡大するという状況にあるのか。</p>	<p>・今回ヒアリングした積算コンサルタント7者及び土木コンサルタント1者の8者が主たる該当者として考えられ、土木コンサルタントについては、この1者以外に数者あるものと思料。</p> <p>・これまでは、積算コンサルタントがこの業務を自らの事業対象と認識していなかったため応募してこなかったという状況がある。今回のヒアリングを通じ、この業務が補助金の図書を作成する業務であることを理解してもらったこともあり、業務の名称を見直すことで新たな参加者は見込めるとは思われるが、どのくらいの数になるかについては想定し難い。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>・まずは改善策を実施し、それでも競争性が拡大しない場合は、供給可能な者が少ないというキャパシティーの問題が考えられるので、供給可能な者をどのように増やしていくかを考えなければならなくなるので、今回の取組結果を踏まえて検討することを求める。</p> <p>・積算の内訳で、国庫補助金申請図書作成業務とデータベース更新等業務というのは完全に連動している業務なのか、それとも分けられる業務なのか。</p> <p>・データベース更新等業務には、それほどノウハウが必要なものとは思えず、単純作業として分離すれば、実施可能な者は多数存在すると思われるので、競争化が図れるのではないか。</p> <p>・この2つの業務を同一の者がやらなければいけないのかについては検証の上、改めて説明を求める。</p> <p>・補助金等の申請には非常にスキルが必要だという話は一般的だと思うが、3,700万円の業務費用によって受けられる補助金はどれくらいなのか。また、データベースの作成業務が占める割合は1,2割の比率ではないかと思われるが、業務全体に占める割合はどの程度か。</p>	<p>・補助金申請を行った項目について、例えばどの部分が補助対象になったことをデータベース化するものなので、連動している業務である。補助金申請図書を作成した者がデータベースを作成することが合理的であり、データベースの設定に当たり、補助の体系や新しい制度というものを常にキャッチアップしていくという面でも、申請した者が実施することが望ましいと考えている。</p> <p>・この業務は、データベースを作成し、それをまた申請図書作成業務に活かしていくということも一体的に行っているため、同一の者が行うことが合理的である。</p> <p>・補助金の実績については、平成22年度の直近3か年で毎年だいたい75億円から85億円となっている。データベース更新等業務の業務全体に占める割合は、人工ベースで約3割となっている。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>・補助金の額に占める業務の比率0.3%は、ベンチマーク的に世界各国と比較してどうなのか。この種の業務は、専門性が高くなかなか参入がおぼつかないのが一般的だと思われるので、ベンチマーク的なものを教えてもらいたい。</p> <p>・国庫補助金申請図書作成業務とデータベース更新業務の積算上の人工単価は同じくらいになるが、それぞれの業務はノウハウが異なり、専門性も全く違うものではないか。同一の人工単価となっているのは、同一の契約として発注しているからであり、データベース更新業務が割高になっているのではないかという問題意識をもっている。</p>	<p>・ベンチマークという点では、業務量のイメージとして申請1件当たり図面も含めて20枚前後の様式を作成することになり、事前の準備資料も含めると数十枚の資料作成を年間140件ほど行うもの。専門性という面では、補助金申請についてのマニュアルのほか、運用による部分も把握する必要もあり、全般的な知識が要求される。</p>
<p><b>【委員会意見】</b></p> <p>本件については、機構が自ら提案している改善策（管理技術者に係る資格要件の拡充、業務件名の見直し（業務内容を明確に反映）、ヒアリング対象者への情報提供の拡大）の実施を求めるとともに、国庫補助金申請図書作成業務とデータベース更新等業務が分離できない合理的理由について検証の上、あらためて説明することを求める。</p>	

個別審議契約④：鈴鹿市南玉垣・白子地区平成24年度権利者等調整等業務 《分類：機構支援業務（権利者調整業務）》	
<p>・権利者調整業務は鈴鹿市以外でも行っているのか。</p> <p>・複数応札となっているものがある場合、複数応札と一者応札を比較した結果、何が一番の要因であると分析しているのか。周知をすれば複数応札になるのか。</p>	<p>・機構全体では多くの実績がある。</p> <p>・所掌の範囲で申し上げると、複数応札と一者応札の要因となっている要素は色々と考えられ、発注者側の条件の中で決定的なものとして明確なものはない。人を張り付ける業務であり、コンサルタント側からすると確保してい</p>

意見・質問	説明・回答
<p>・その点が重要であり、1年のうち9か月だけこの業務があるとしても3か月分は丸々仕事がないのに給料を払うこととなり事実上の収益性がすごく下がることになる。周知の強化を行うとともに他にボトルネックがないかどうかにもチェックすべきである。業務の実施に当たっては、特定の何人かが張り付いて行うイメージなのかももう少し多い人員がローテーションで対応するイメージなのか。</p> <p>・この3つの業務は現場調整も監督も両方やるというものではなく、それぞれ別の人がやっている業務との理解で良いか。</p> <p>・この3つの業務は必ず一体で契約しなければならないものなのか。</p> <p>・連携して業務を行っている機構側が全体をグリップすれば、支援する側は別々の者でもいいのではないのか。</p>	<p>る人員が1日フルタイムで1年間継続して働ける環境を最低限確保することが必要となる。平成24年度に一者応札となっている案件を見ると、地方の遠隔地業務や、事業完了時期の年度途中までの業務が見受けられる。1年間に満たない業務の場合、業務に従事しない空白期間が発生してしまうことから、一者応札になりやすい要因となっていることが考えられる。</p> <p>・現場調整業務では、3人が常勤となっている。監督業務については、発注した後の実際の工事の管理を行うため1人が常勤している。積算業務については、四六時中行う業務ではないので必要な都度業務に従事する形態である。</p> <p>・現場調整は、区画整理の調整、権利者関係、工事発注までの公共管理者との協議、地元協議を行う者2名と、地元からの問い合わせ等の対応を行う後方支援要員として1名の3名で行っている。監督業務は別で、実際に発注された数億円程度の工事の安全管理や品質管理を行うものである。</p> <p>・3つの業務が一体のものとして動くこと、事業を実施する立場からすると、この規模のものは一体性が非常に強いことから一体で契約している。</p> <p>・別々の者となった場合でも決定的に業務が実施できないということはないものと思料。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>・今回の取組みでも十分な競争性が確保できなかった場合には、分割も含めた更なる検討が必要となるので、今回の検討の結果競争性が確保されたかについて報告されたい。</p> <p>・この業務は、土地区画整理事業に関するものであり何十年にもわたるものと理解しているが、この平成24年度権利者調整業務というのは、事業が終了するまで毎年度出てくるものなのか。</p> <p>・総合評価の価格点と技術点の比率が1:2となっている。中部都市整備センターは今後技術点がアップし続け、他者が参入したとしても、中部都市整備センターの技術点の方が非常に高くなるのではないか。</p> <p>・土地区画整理事業というものは非常に土着的な事業であることから、単年度よりも複数年契約で選ぶという選択肢もあるのではないか。</p> <p>・土地所有者にとっても毎年違う者が調整に来ると、その都度ゼロスタートになってしまうので対クライアント、対お客様という点でも迷惑な話ではないか。</p> <p>・中部支社の一者応札案件を見ると、基本的には例外なく中部都市整備センターが受注している。このような状況の中で入札参加者を形式的に1者追加することに本当に意味があるのか疑問。審議案件がすべて機構支援業務だったこともあるが、中部都市整備センターにしてもほとんど固定的な者が担当しており、その者が毎年度変わると</p>	<p>・その通りである。</p> <p>・必ずしもそうではない。技術点の評価項目で例えば現地の精通度を評価するような場合であれば既に実施している者が有利になる可能性はあるが、そのような評価項目は採用していない。</p> <p>・複数年契約というものを考えてはいるが、それが一者応札の解消に即効性があるかどうかについては議論のあるところだと思料。</p> <p>・その通りである。なお、この事業は非常にコンパクトな区画整理事業であり、平成23年度に施行認可を受け平成25年度で終了するもの。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>なると業務的に非常に効率が悪い。それをわざわざ単年度の競争入札として実施しなければならないスキームそのものの不思議さ、疑問というものを非常に強く感じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そういう効率性が落ちても競争化を図るといふようなところもあり、難しい面があるものと思料。</li> <li>・総合評価において価格点と技術点が1:2の比率というのは最初に公表しているのか。技術点の評価の表や比重についても事前に公表しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札説明書においてすべて事前に公表している。</li> </ul>
<p><b>【委員会意見】</b>          本件については、機構が自ら提案している改善策（業務項目設定等の見直し（仕様書記載内容等の見直し）、過年度の業務報告書等の閲覧による提供情報内容の充実、業界団体等への情報提供の拡大）の実施を求めるとともに、改善策を実施した結果について報告することを求める。</p>	

<p>審議事項5 行政改革実行本部公表資料「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」平成24年度フォローアップ結果について</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政改革実行本部公表資料「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」平成24年度フォローアップ結果について説明。一定の関係を有する法人との契約のうち、一定の関係を有する法人のみの契約39件について策定済みの一者応札改善策を適用し、その解消に向けて取り組んでいく旨説明。</li> </ul>
<p><b>【委員会意見】</b>          特段の意見はなかった。</p>	

<p>その他</p> <p>次々回(第16回契約監視委員会)は、平成25年2月19日(火)15:00~17:00に開催することを確認した。</p>
---